

飯田村のむかし
探究抄

目次

一、飯田村の生い立ち	一	八、神社	十九
濃州徇行記	三	九、寺院	二十
二、貢租	六	十、道路	二十二
三、農民生活	七	養老街道	
労働統制		十一、飯田城	二十三
生活制限		十二、無名「塚」	二十五
庄屋	八	十三、銭貨	二十六
開元通宝			
四、関係氏族	十	十四、古文書	二十七
土岐氏		和宮様下向入用諸道具割当取調帳及び	
石河氏		同道具集メ覚書帳	二十八
高木氏		十五、小畑村の発足	三十一
五、治水	十二		
六、災害	十四	参考資料	
水害		飯田地	三十二
地震	十六	和暦西暦対照表	三十三
七、教育	十七	飯田の世帯数・人口の推移	三十四
幕末における寺子屋			
学校			

一、飯田村の生い立ち

古代人が安住の地を求めて荒茫とした此の地に入り、生活のため開拓、農耕をして土着したのが集落誕生の始まりであろうが、今日に至りこの地に於ける其の史実の一切を知る事は、不可能であり推測する以外にはない。

それ以降幾世紀になるかは不明であるが、当地には大化改新（六四六）による条里制の跡とみられる字名がある。それは、八ノ坪、東九ノ坪、西九ノ坪、東町田がそうであると言われるが、一方外国からの渡来人が後から開拓等に來て付けた名称なのではないかと言う説もあるが、そうは思わなくて良いと思う。

古の美濃地方は、国内では大和の国を中心とした比較的早く拓けた地方なのである。歴史的に見ても壬申※じんしんの乱（六七二）にも近隣の不破安八にかなり関わりがあつた事もあり、また朝廷においても重要視されていた土地柄であつた。そうしてこの地方も亦、国政に対して忠実であつた地方のようである。依つて条里制による土地改革も、實際どの様になされたかは不詳であるが、何らかの方策によつて行われたと見て良いのではないかと思われる。

しかし、この制度は農民にとつて、公地公民となるなど良い面ばかりでなく、後々租税が国司による取りたてによつて厳しくなる等、余り歓迎すべきものではなかつた。けれども当時の人々はこの国策に対し、理解と協力を以て応えて行つたのであろう。

又これには或程度の住民が居て、集落形成がなされ、互助生活が行われていた所とも想像できるのである。かくなれば、行政上はもとより社会交流上に於いても、地名というものも必要となり自ずと生まれてくる筈である。その村の起源の記録は詳かではないが、最も古い史料によると紀元一三〇六年（七四六）に飯田村とあり、大化改新の一〇〇年後となつてゐる。

齊衡二年（八五五）石津郡が分離して多芸郡^{たぎ}が独立し、飯田村^{うた}は有田郷（九三〇）に含まれていたという説がある。その後荘園制度となり安久荘（信楽支配）となり、よつて飯田郷と呼ばれていた頃もあったと思われる。

古代から国の統治は朝廷政治に始まり武家、幕府などの政治に代わつて行くが、その手法も変化し、奈良時代に入り律令制度から荘園制度（七四三）に移り変わったのであるが、当地方もこれら施政に順応していった。各荘園には領主があり又領主に代わつて領域を支配できるような地頭^{ぢとう}が置かれていた。ところで飯田には門田という小字名の所がある。

昔門田^{もんだ}とは領主また地頭など豪族の門前にある自ら経営する良田のことを云われていたので、門田の北部辺りにかかると有力者が在住していたのではないかと言う事も想像できるが、それらしき形跡は見当たらない。豪族と言えば飯田城主のことも考えられるが、飯田城は丸内と言う地名があるのでその場所と考えるのが適当であろうと思ひ、城主が居たとは考えにくい。

又一部の伝承によれば、元屋敷（字八ノ坪東北部 別図③）と呼ばれる所がある。以前にこの付近の水路の中から石佛が出土（別図⑤）し、移転安置されたことがあったり、田中より土器陶器の破片が出土（別図⑥）した事実があったが、之等はこれらを裏付けるものと言えよう。

更に元屋敷で家屋の火災があり、しかも飛び火によつて類焼があったとの説もあるが、隣接風下の梶田あたりの家屋に類焼したとも考えられ、この場合火事のあった所の田という事で、後日地名が（火事田）梶田と言われるようになったという事も推測できる。

この様にこれを契機として、この地域の住民は南へ移住し、やや南西と北に分散していた集落が十六世紀半ば頃には、ほぼ現在地の姿に集落形成がなされたものと思われる。かくして飯田村の名称は世情の変革により一時期希薄になつていたと思われる時があつたが、荘園消滅後、豊臣時代（一五九五年以降）に入り改めて正式に呼ばれるように

なつた。

※「壬申の乱」関係分概略

皇位継承に起因する争いから、大海人皇子^{おおあまのおうじ}が、大友皇子（弘文天皇）を攻めた際、舎人^{とねり}三人に命じて、美濃安八郡に兵を興させ国司にふれを回して軍を出させ、不破の関を切り抜けるように命じ皇子自らも一行と共に吉野を出て、伊賀、伊勢を経てこの辺りを通られ、不破郡野上に着き行宮を設けて留まられた。直ちに不破の関を抑え、益々勢力は増強し次々に近江の地で相手軍を敗り、遂に近江朝廷を滅ぼした。平定後、大海人皇子は野上から元の経路にて大和へ帰り天武天皇に即位された。

この戦いに、高田の住人高田首新家^{たかだのおびたいのみ}は大海人皇子に乗馬を献上し、賞として封戸^{ふこ}を賜ったとの記録（続日本紀^{しよくにほんぎ}）がある。

濃州徇行記

一石見檢○元高八百七十四石二斗六升五合。

一高七百九十一石二斗五升、田畠五十町九反五畝四步^{田四十五町六反一畝廿八步、畠五町三反三畝六步}右の内○元高八十五石四斗八升七合石河

伊賀守采地、此概高六百三十四石二斗四升五合○高廿石榊原孫兵衛采地○高百三十七石五合御藏入、田畠十三町三畝十一歩、内證文引高十三石五斗五升五合、田畠一町三反七畝九歩、元文四年より斗代間引高四石三升七合、前

前引高六石三斗一升二合の田五反四畝廿一步、引殘高百十三石一斗一合の田畠十一町一反一畝十一歩^{田九町一反七畝廿歩、畠一町九}

^{反三畝廿一步、内一}○麥租五斗○畠積六七一五反米六斗三升○不同免。

○遷陽志略「飯田」安久莊、東西二町餘、南北一町許、至尾州府下二十里、至今尾三里、至大垣一里「山川」小畑川、在村南、下與牧田川合「戸口」戸九十、口三百二十「租稅」八百七十四石二斗六升五合「神祠」八幡祠、石神祠、天王祠、天神祠、神明祠、俱村民奉祀「寺觀」相願寺、一向宗東派、直參。」

一此村高のわけ覺書に如左みへたり。

石見

一元高百八十八石七斗七升八合、概免三ツ三分二厘六毛○概高百五十七石五合。

石見

一元高六百八十五石四斗八升七合、概免三ツ七分一毛○概高六百三十四石二斗四升五合。

一此村元高八百七十四石二斗六升五合の内百八十八石七斗七升八合は元和五末年御拜領五萬石の内なり、其餘六百八十五石四斗八升七合は給人附御拜領なり。

一古男女三十五人、馬三匹○今家五十三戸、男女二百三十人、馬八匹○三日役百五人。

イ三

一美濃路へ道つくり人足を出す。

一名古屋へ十一里、船路十六里半○垂井川筋に村あり。

一四至、東西十一町、南北四町。「志南至飯積」西至宇田「東至祖父江」北至大坪。」

一經界、東は信樂支配祖父江村、南は小畑川を限る、川向は信樂支配飯積村、西は大垣領宇田村、北は宇田村、蛇持村なり。

一此村は小畑川の北に民居建ならび一村立の處なり、西の方は直に宇田村界也、小畑川は宇田村の田面の湧水也、川

イより也

丈短し、下は牧田川へ落つ、去により牧田川出水の時は此小畑川へ逆流して水害多し、此村は飯積村と川を隔て飯積の方は堤一尺高く、飯田の方は堤一尺低く、定尺場にて是非此村へ水をうけ、年毎に凡そ五度程つゝも村中へ水

あふれ入る、水損多し、されば川底高くなるに従ひ水落あしく漸々匱乏し、農家追年滅却し佃力不足になり、七ヶ村ほどより此村へ出作すると云、一休土地はよくみゆれども地淺なる處の由、常は地水もなき故田面に多く田麥を蒔付り、東南へ付ては地卑く深溜り處なり、村立あしく小百姓ばかり也、御藏入百姓別して貧戸なり、家も僅に四戸也、田面の字を丸ノ坪、丸内島、下、辻、名戸など云。

一用水は宇田村の方よりかゝる、又小畠川にも用水かゝり杙二艘あり、飯積村の方へ至るに小畠川橋あり、長四間巾四尺なり、橋向堤内外に少し御藏入田地あり。

一惡水は段海川へ落つ、杙は東の方祖父江村中堤にあり、是は祖父江村地内東北の方蛇持村界にあり、杙は二艘あり、一艘は長三間巾九尺、今一艘は長十二間巾九尺あり、是は祖父江界中堤を伏越せり。

一小畠川堤畔に土とりあと水溜り東西長くつゞけり、是より惡水落江通ぜり。

一此村頭百姓を廣右衛門、安福森右衛門、安福左五右衛門と云、皆石河氏百姓なり。

一前に記す證文引高十三石五斗五升五合は、小畠川往古は堤なかりしが出水の時々田畠へ泛溢せしにより因堤を築きしが、其敷地土取あと池になり、其類地共に三役銀年來辨しが依願寶曆六丙子年より引地に立來れり。

一石河氏知行高六百八十五石四斗八升七合の田畠四十九町九反一畝十歩、此内四十四石八斗二升九合、田畠三町八反五畝七步田一町八段四畝五步地不足五十六石四斗四升四合、田畠四町一畝廿八歩田三町六段五畝二十二新堤敷地並土取跡引、殘高五百八十四石六斗一升四合、此田畠四十二町四畝五步田三十七町三段三歩
畠四町七段四畝二歩

一直地田畠一畝三歩、内田五歩、畠廿八歩。

一今石河氏采地家五十四戸、男女二百八十五人、馬九匹。

二、貢 租（養老郡志）

飯田村村高表

元和高帳 （一六四五）		正保高帳 （一六四四）		元禄高帳 （一六八八）		明治維新当時高		備考
六八五四七六	石河太郎八	石見檢	尾張大納言	八七四二六五	内石河領	八七四二六五	内石河領	
一八八七三七	石原清左エ門 代官	八七四二六四	内石河領 同上	同上	同上	同上	同上	

尾張藩領（一六一九）元和五年九月十六日から
明治初期村高表
伊勢神領天文十三年（一五四四）から五石八斗一升四合

明治元年村名	幕末領主	明治元年村高	明治四年村高	旧県名	備考
飯田村	名古屋藩 伊勢神領	八七四石	六七五石 一五七石	名古屋 笠松県	

参 考

足利時代は田地千坪を一貫目（貫高）として收穫高を見積つたが、文禄（一五九二）の頃より收穫高（石高）となる。豊臣時代になり田毎の検地（太閤検地）が行われるようになり、一間を六尺三寸、一反三〇〇歩（古検）とした。慶長・元和以降は一間が六尺一寸となる（新検）。又飯田村は石見検地によると言われていたが、大久保石見守いのみのかみによって検地が行われたことからである。租率は、豊臣時代は幕領が石高の三分二、農民が三分の一であったが徳川時代には六公四民乃至四公六民となった。

三、農民生活

労働統制（江戸時代）

領主は農民の納める年貢で自国を治めていたので、農業は国の基であるという観点から、士農工商と云われたように農民は武士に次ぐ身分とされていた。しかし農民は重い年貢を課せられ、苦しい生活であった。尾張藩でも寛永年間（一六二五）頃は厳しい統制があつたとされる。（養老町史）

(1) 欠落（かけおち）の禁止

農民が年貢を納められなくて他国へ逃げ出す（欠落百姓）のを禁止して離農を防いだ。

(2) 土地売買の禁止

領主は農民がその土地から離れては、年貢の入らなくなることを無のように土地の売買を禁止した。

又分地制限令を出して、二三男に分地することによって農家の零細化を防ぎ、没落することを防ごうとした。

(3) 出稼奉公の禁止

他国への出稼ぎ、日傭稼ぎ、奉公、小者、草履取り等も禁止して百姓離れの出ることを恐れてのご法度である。
(1)、(2)、(3)に違反したものは勿論、これに関わつた者、責任者は死罪を含む厳しい罰則があつた。

生活制限（養老町史）

（着物） 平百姓は木綿、麻布に限り、庄屋は絹、紬^{つむぎ}迄許された。その他、帯、襟、袖ゆき、丈まで制限があつた。
（食べ物） 食生活は非常にお粗末な物で、特に小作百姓（水呑百姓）は米飯は正月、祭儀しか食べられず雑穀芋

類を混ぜたりした。その上、毎年の様に水害があつて年貢が充分納められない状態であつた。

更に幕府は祭礼・佛事は質素とし、豆腐・酒造りなどの禁止令を出し、農民からの年貢の目減りを防ぐ対策をとつた。

◇一日三食の食習慣は室町時代からであつて、それ以前は一日二食であり、労働者には間食があつた。

(住居) その家の格式に応じて厳しい制限が定められ、脇百姓水呑百姓は平屋建てとし、玄関・庇・上便所、白壁、釣天井、三尺床も許されなかつた。屋根は殆ど藁葺きであり、瓦葺は明治末期頃からと云われている。

◇鎌倉時代の名主の屋敷は垣根を廻らし、門には×縄を下げ、屋根は藁葺き、壁は荒壁、床はなく土間が普通、室は二、三間で板戸で仕切り、窓は小さくて高い所にあり暗かつた。

庄屋

庄屋役は十七世紀頃は世襲であつたが、江戸後期以降は互選の方法が見られるようになった。西美濃地方では「頭百姓」であるという前提条件があり、又早くから在村していたとか、侍の家系であつたことも重要視され苗字を名乗つたり家屋の構えや、婚姻祭礼、帯刀も許されるなど特権があつた。

更に村の長として村民に対して持っていた力は今日の自治体の長とは比較にならない程強いものであつたと言われ、代官、奉行所の指揮を受けて管理に當つた。年貢の取立てを根本として、村民の利益代表、村民の生活の世話を行つた任務があつた。従つて誰でもなれると云う役ではなく、家の格式、人格、学識豊かで文字書き算盤などの長けている人であり奉行所の認可も要した。しかし、この庄屋に対する庄屋給は、村によつても違い一定していなかつたが、年二石程度の少ない給米であつた。(養老町史等)

庄屋 (總)新助・定右衛門・新五右衛門 (享)八重助・林右衛門・三郎治・廣右衛門・佐五兵衛 (文)佐五兵

衛・林右衛門・代右衛門 (政)爲右衛門・谷五郎・代右衛門・林右衛門 (保)爲右衛門・代右衛門・桑原彌右衛

門・佐五兵衛 (嘉)代右衛門・佐五兵衛 (政)金右衛門・佐五兵衛 (應)三五兵衛・金右衛門

系譜 當地安福氏は河内源氏の末裔にて、人皇第五十六代清和天皇の皇子六孫王經基より出で、

滿仲賴信賴任師任を経て行違に至り、安福を稱す。慶安年中松岳玄壽の時室原に移住し、延寶中祖
父江に移り、正徳年中飯田に移轉せりと。又同地佐藤氏は佐藤忠信の後裔にて、文祿三年五月當地
に移住せりと傳ふ。

古文書

文政八年酉八月定書

一、八幡神社祭禮の節は庄屋及頭分帶劔にて參拜、一般のものは帶劔は勿論袴等も着用難し成。

一、神前燈籠之義庄屋中より相燈し、其餘氏子中打寄さとし可申事。但庄屋差支候節は頭分より相さとし可申候。

一、神酒弘めの義、近年中絶致居候處今般庄屋より神前へ神酒相供へ、右神酒獻數を極め家毎に配分可申事。

美濃国諸旧記に、藤原鎌足公の支流藤原利仁將軍末流で美濃国目代・土岐氏執權 (守護代) を務めた齊藤氏の子孫
當国に数多ありとして「青山、安田、藤井、佐藤、林、加藤、小野、堀、後藤、大谷……」などの姓が記されている。

四、関係氏族

土岐氏

清和天皇を祖とし経基王が美濃守となり以降、源氏が美濃の国を支配して来たが、源氏が分流し、美濃源氏として土岐国房が厚見郡鶯郷へ土着（二〇七九）し、その後建武三年（一三三五）土岐頼貞が美濃守護となり、以後十一代、土岐頼芸が斎藤道三に敗れた天正十一年（一五四二）迄続いた。従つて長期に亘る支配から多芸郡としても政治的にも関係が深かったと考えられる。近隣宇田、吉田（豊）、鷲巣、烏江等も一族が居住していて、それら一族も多く馴染も深かったとみられる。

石河氏

飯田村の尾張藩領主である。

慶長十五年（一六一〇）家康より美濃で九七八〇石余を三十三ヶ村で与えられ、飯田村六八五四斗八升七合も入っていた。石河氏が尾張藩に附属したのは、慶長十七年（一六一二）光忠の時、名古屋に邸を与えられたが、在所は石津郡市之瀬村（現上石津一之瀬）であった。大阪の役で戦功をたてたが、寛永五年（二六二八）三十五才で没した。その後正光が後を継ぎ、慶安四年（二六五二）尾張藩家老となり、その子孫も重職をつとめ、明治維新迄十代続いた。正光は在所の市之瀬が、名古屋から遠く不便のため、中島郡駒塚村（現羽島市）に移住した。

高木氏

多良の高木氏は、西高木（二三〇〇石）東高木（二〇〇〇石）北高木（二〇〇〇石）の三家をいう。現在、在るのは西高木である。

清和天皇を祖として源氏より分流。大和の高木村より今尾城に移り、慶長六年関ヶ原の合戦の軍功により多良の領主となった。高木三家は交代寄合美濃衆と呼ばれ旗本ながら大名の格式を与えられ、寛永年間以後木曾川水系に於ける国役普請の折りには普請奉行を勤める。宝永二年（一七〇二）からは美濃、伊勢・尾張の川通巡見役儀を命ぜられ、諸河川の見分や見廻り御用を勤めた。宝暦四年（一七五四）の薩摩藩のお手伝普請には高木御三家は御用係として普請監督に当られた。飯田村付近は特に治水に関し恩恵が深い。

五、治 水

小畑川は古代から堤防のない川であつて、村人は利水、排水など生活上多大の恩恵を受けてきた川である。しかし、幾世紀を経て自然条件の変化により、村人の殆どが農家である部落にとって、河川の氾濫による農地の水害が発生するに及び、その悩みは次第に大きくなつてきた。江戸時代に入りそれが顕著となり、その対策として築堤を願望するようになった。

宝永六年（一七〇八）飯田、金屋、飯積、宇田、大坪、蛇持、祖父江、各村は共に水害による窮状を郡役所を通じて幕府に訴えたが実施されなかつたので、止むなく自普請による築堤を申請し、多良水奉行高木氏の現地調査により、それが認められ百姓自普請工事となつた。（養老郡志）

尾張藩領飯田村

水除築廻し長延

一、堤 長 八七〇間

根敷	平均八間より三間半迄
馬踏	平均一間より一間半迄

高	一間半より五尺迄（二米七〇～一米五〇）
---	---------------------

しかし、この新堤築堤に当たつては、宇田村外七ヶ村取替証文が取り交わされ飯田関係分の要旨は（養老町史）

一、飯積堤築堤については土取場なく、飯田村田所の内、小畑川くろにて取る。

一、飯田悪水は小畑筋へ樋伏落、底水は小畑筋へ井溝掘落

となつてゐる。

その後にしても隣村との水争いは多く、飯田、蛇持が囲堤（不詳）を作道であるとの理由で、高四尺の堤を無断で築いたとして多芸三村から異議が出、奉行所に訴えられ、多良水奉行高木氏が事態収拾を命ぜられている。

享保十三年（一七二八）高木氏は多芸三村からの不服申し立てについて、尾張藩に対し飯田、蛇持の水難についての窮状と新堤築堤についての理解を求められ、飯積曲堤より二尺低くすると言うことで覚書を交わされた。（養老郡志）又、飯田、蛇持村と杉本との境堤についても協議が行われているなど水についての争いが度々生じていた。

この地方の水害の元凶は牧田川であった。古より牧田川の水に関する争いは多く、流域の住民はその対策に悩み続け、流域各地区から烏江附近の狭窄部の改修など色々幕府に願ひ出ている。一七〇〇年頃の烏江附近の川中は川底で十二間になってしまったとある。又川底も年々高くなったので、宝暦・寛政年間中、古代のように橋爪南、五日市付近から津屋川通りの方へ、牧田川の付け替えを願ひ出ているが①下流域からの反対②難工事である③資金不足等の理由により実施されなかった事実もあった。

六、災 害

水 害（小畑川による）

発 生 年 月

享保二十年（一七三五）六月

安永二年（一七七三）六月七月

安永八年（一七七九）

寛政二年（一七九〇）八月

文化四年（一八〇七）八月

文化六年（一八〇九）七月

文化十二年（一八一五）六月

文政十二年（一八二九）

天保十年（一八三九）

嘉永元年（一八四八）

明治八年（一八七五）

明治九年（一八七六）

明治十八年（一八八五）

明治二十九年（一八九六）

発 生 状 況

飯田堤決壊

” ”

” ”

” 九間切入、五十間伏替

” 切入

” 水越

” 六ヶ所切入

” 五反田十三間切入

” 二十三間切入

” 切入

” 破損

” 切入

” 井ノ下切入

” 切入

◇享保十四年（一七二九）飯田堤三尺重置

◇文政十二年（一八二九）堤上二尺重置願出

明治二十九年の大洪水では、西美濃の河川は、ことごとく決壊し、赤坂及び岐阜金華山迄大水原となり大垣城の石垣の中段迄水がついたと言われ、現在でも石垣の西北にその時の水位が標示されている。小畑川も勿論決壊し相順寺の内陣位まで水位があつたといわれ、飯田の民家の殆どが軒下位迄、或いは、床上浸水という大水害となつた。

七月二十一日発生分

養老町の被害

堤防決壊 九四ヶ所

橋梁流失、損壊 八〇ヶ所

床上浸水 八四〇戸

家屋損壊 二六六戸

九月十一日発生分

七月の水位より三尺位高い所もあつた。

飯田村の被害（安福氏所蔵）

家屋損壊 二戸

地 震（濃尾地震）

明治二十四年十月二十八日午前六時三十七分に発生したこの地震は、震度八・四震源地は本巣郡根尾村能郷で、激震地帯が福井県から美濃・尾張であり、その範囲は北は宮城・山形から南は九州鹿児島に及び全国土の六十%が人体に感じた程の未曾有の大地震であった。その後余震も烈震、強震、弱震と翌二十五年の三月頃迄続いたものであり根尾村水島地区での断層は此の時出来たもので、あの広大な地域が上下六米、水平二、七米一瞬にして陥没した。

全国各地の被害は死者七二七三人、家屋の全潰全焼一四二、一七七棟 半壊八〇一八四棟、山崩一〇、〇〇〇箇所という甚大なものであった。

飯田村の被害（安福多喜男氏所蔵）

家屋の倒潰

六棟

内訳 居宅

四棟

副屋

二棟

同 半壊

六棟

内訳 居宅

六棟

七、教 育（養老郡志）

幕末における寺子屋（安政―慶応）

飯田 佐竹喜一郎

習字、商売往来 都往来

〃 大橋嘉六

珠算、八算、見一、相場割

學 校

明治六年四月

敬業義校（相順寺） 飯田、蛇持、飯積、金屋、祖父江、大坪

敬業分局を江月に置く

明治八年

井ノ下に校舎新築

明治十八年

小畑川堤決壊により校舎流失のため民家を借りて教授

明治十八年十一月

橋爪村日新学校と宇田村致遠学校を合併し宇田村に謙益学校新築し、飯田、祖父江、

江月に分教場を置く

明治十九年十二月

飯田村に校舎新築（飯田尋常小学校）

祖父江、江月に簡易科学校

明治二十四年十月

教育勅語下賜

明治二十六年

飯田宮西に校舎新築

明治三十年十月

小畑尋常小学校と改称

祖父江、江月に簡易科学校廃止

明治三十五年四月

下江月高田町へ教育事務委託
飯積教育事務受託

明治四十年三月

大正二年三月

下江月高田町への教育事務委託解除
飯田南丸内に校舎新築・高等科新設

(工事費八、四五九円三八銭)

多芸村(金屋を除く)教育事務受託

大正十年

多芸村教育事務解除

八、神 社

八幡神社 村社 小畑村大字飯田字宮東（養老郡志）〔寫〕

祭神 応神天皇

由緒 御神体は御坐像にて、御装束は白御袴を着し白と金との石畳の上に坐したまふ。御丈一尺二寸横一尺三寸程にて右に箭を負ひ、左手に弓を持ちたまふと傳ふ。棟札左の如し。

一、元和二丙辰八幡宮建立 惣氏子

一、八幡宮修覆元和九月吉日導師牧田村權大僧都大阿闍利若松院法印敬白

一、八幡宮修覆享保十九甲寅年九月二十四日造営御導師南宮社別當威徳院權大僧都堅者法印昌舜

一、八幡宮修覆寶曆七年正月吉日祖父江村實相寺豪山

境内五百四坪。境内津島神社は素盞鳴尊を祀る、創立年月日不詳。

社栗神社は祭神縁故不詳。村民はお社栗さんと呼べり。飯田村社事記録には社宮司とし、元禄五年今月吉日奉

修神直護摩供當平癒處祈とあり。

天満神社は同記録に御神体は黒御装束御袴白と金の石畳なり。御丈一尺程横一尺程両御手組み太刀御さしと傳ふ。

勒請年月由縁不詳。

御鋤神社は明和元年の創立なり。

明治十二年四月十一日天満神社、及其境内神明神社御鋤神社を當社境内に移轉す。

神明神社	祭神	天照大神
御鋤神社	〃	豊受姫命
津島神社	〃	素盞鳴尊
秋葉神社	〃	ほのかぐつちのかみ
火之迦具土神	〃	うかのみたまのかみ
宇迦魂神	〃	宇迦魂神
天満神社	〃	菅原道真公

土岐氏は清和天皇の嫡流たるによつて、八幡宮を氏神とせり。依つて在城の処へ石清水の八幡を勧誘して、代々之を尊敬せり（美濃国諸旧記）とあり、永年美濃地方に勢力のあつた土岐氏の影響を受け、この地方には八幡神社を祀る所が多く、飯田も同様に八幡神社を氏神としたのではないかと思われる。

九、寺 院

相順寺（養老郡志）〔寫〕

本尊 阿弥陀如来

由緒 天文五丙申年西蓮、本願寺十世證如に帰依し、當寺創建。元和六年本堂建立、同時に本尊阿弥陀如来を頂く。

正徳元年薬師堂建立文書左に

「本寺は四十年程以前迄二間四面萱葺の堂に御座候處、大破仕候へ共、困窮村故其節取立申難儀成堂退転仕候故。本尊薬師如来は御丈ヶ六寸の立像木佛にて御座候故、同郡江戸御藏入直江村時宗西光寺へ預け置申候。依之先年御改めの節帳面に書出し不申候。重而薬師堂建立の御願申上度奉存候以上

正徳元年六月

庄屋 新 助 印

同断 定右衛門 印

寺社奉行宛

右觀音堂は明治初年迄ありしが遂に退転荒廢せり。當寺由緒書に「拙寺由緒之儀は往古他門他宗に而有之候處、信淨院様御代御宗門へ歸依仕、御化導を奉蒙候。然る處慶長年中當國關ヶ原御陣之砌、大垣城南西筋二里四方纔十四五ヶ村有之候處、只今にては多村に相成候へ共、大略は寛永年中後新田開發之村に御座候。尤も當組合村々寺院其節より罷在候。然る處右御陣の砌、大垣に楯籠一揆のために被追拂候へ共、當組合僧俗兼て信淨院へ御歸依の事故、一致仕身命を抛ち、御味方奉申上、尤垂井藍川より南筋に御座候村々故、南宮山を指走登り、拙寺等幢頭にて御門徒の幢印を以て垂井と南宮山の間を立切御守護仕候。神君様勝山より野上村桃くばりへ御陣を被成御遷、御軍御勝に相成候。其後神君様御参内の砌、信淨院様之御殿へ被爲在御入、先達而關ヶ原御陣之節、垂井南宮之間御門徒之幢印多く相見候と御感賞之御事に御座候由、傳承仕候。依之御當山御取建之砌右、爲御褒美拙寺へ信淨院様御眞影東泰院様御裏御染筆被遊下寺領被仰付、右御影于今御安置申上、日々御崇敬奉申上候云々

境内四百八十二坪。

濃州多藝郡飯田村

相順寺好恩

十、道 路

養老街道

大垣市野口から段海渡しを経て、蛇持村前から飯田落江沿いに上り現養北小学校西側で西進し、小畑川燈明台附近にて小畑川右岸へ渡り（巾四尺、長四間の板橋）南進して直江に通じる古来の道があった。

明治十三年養老公園が開設されると養老公園道として別路線で次第に整備が進み、明治末期には通称養老街道として綾野から現養老橋（後大正二年完成）上流附近から大谷川、泥川を越え西進、大坪・角田の村内を通り飯田村内から小畑川燈明台西附近で低い手摺りのある木橋（長五間、巾九尺）を南へ小畑川を渡り直江へ通じていた。この道の村内工事は明治三十年から着工されている。

明治の元勲伊藤博文公も人力車で古道を通って（附图①）養老清遊をされたり、又明治四十三年四月には大正天皇が未だ皇太子であられた頃、西濃地方で陸軍参謀演習が行われた際、宿泊所の大垣戸田邸より人力車で沿道の多くの人々の歓迎を受けられて、この道（附图②）を通られ、養老観瀑をなされたと言う事である。

大正九年新路線の養老公園道、大垣―高田間が完成し、その後全線が開通して、養老新道と言われていたが、現在は県道大垣・養老公園線として主要道路となっている。

十一、飯田城

城主石丸主殿助利近と記録（美濃国諸旧記）[※]がある。

石丸一族は室町時代後期齊藤氏に仕えていた豪族であったが、所謂舟田の乱（明応四、五年、一四九五～一四九六）を起こしその際、石丸利光は土岐氏の後継者争いに、非支流を支えて反乱して戦い敗退した。翌年再び反攻したが敗れ自害滅亡したとされる。しかし記録によると後年土岐氏の家臣に石丸主殿の名が見えるが、これが石丸利近であろうし、この利近は利光の子族と考えられる。よって石丸主殿助利近は、舟田の乱には幼少の頃に於て参加はなく、成人となり土岐氏に忠誠を誓って仕えていて、天文十一年（一五四二）土岐頼芸が斎藤道三によって敗れる迄の間において、短期間飯田城主であったのではないかと考えられる。尚後日斎藤道三打倒の戦に、石丸主殿は土岐派一同と共に道三を攻略し、打破っているのである。

飯田城についてはその他何の記録も痕跡もないが、この時代の城は一般的には小さくて、小規模なものは敷地三反程で、周囲は土居で囲み石垣は無く堀を廻らし、天守閣程のものはなく櫓があり、櫓は小さいものは七尺四方、高さ十尺位であったと言われているので、恐らくその程度のものであったと思われる。位置は門田の北側とも考えられるが、丸内の字名があるのでその辺りと考えるのが適当であろう。

※舟田の乱

土岐守護家の後継者争いから、土岐美濃守成頼の長臣齊藤新四郎利国は、成頼の嫡男政房を戴き、加納城に拠り、四男元頼を擁した利国の家土石丸玄蕃利光は、舟田城に籠って、主従の間で激しく戦った。

明応四年（一四九五）府城革手附近から揖斐郡で激闘したが、石丸勢は敗れ、江州に逃れて六角氏に縋った。

翌五年利光は、再起し元頼を立てて大將として、四千の部隊を指揮して堀津・石田を過ぎ、狐穴、竹ヶ鼻を経て墨俣に迫った。又一隊は多芸荘へ分遣し、集落を焼いて村人を脅かした。これに対し地元では丸毛氏を首領として、遠藤、宮河、犬飼、高木の諸氏が応戦した。

次は岐阜成田山舎衛寺の攻防となり、越前、近江、尾張よりの援軍を交えての戦いとなったが、石丸勢は遂に全滅し、元頼利光も自害し争いは終結した。

十二、無名「塚」附図④

小畑川左岸堤（井ノ下地内）北側法下に松他数本の古木が立ち、誰言うことなく関ヶ原合戦落人埋葬の場所と言われて来た。

慶長五年九月十五日関ヶ原の戦に、西軍として毛利秀元、長曾我部盛親、長束正家等は南宮山に陣取っていたが、開戦となつても毛利秀元は、戦況を見つつ軍を進めず、そのうちに盛親の家臣吉田孫左衛門が、西軍敗戦の報せをもたらすや、各将兵陣具を捨てて伊勢方面へ逃げようとして、午後四時頃金屋川原に到着した。折しも徳永・市橋・横井各将は、金屋川原に陣してこれを迎え撃ち、合戦となり毛利勢は多数殺害されて惨敗し、東西に逃走し一部の兵は又口ヶ島八中に於いて戦つたと伝えられている。（養老郡志）

その際東方に敗退した兵のごく一部が、川沿いに小畑川を下り、舟で伊勢方面へ逃れようとして当地迄来たが、此処で疲労と深手を負い、息絶えた仲間を葬り残し川舟で去って行った場所とも考えられる。

昔からここに生えている木の枝を切つて、身体の異状を訴えた人があつたという話から、それ以来それは祟りではと、人々は恐れるようになり、直近には誰も寄りつかなくなっていたものである。近年に至り有志の人々によつて地藏堂が建てられ供養が行われるようになった。

又この場所にある松ノ木は、当時地元民が、放置されていた戦士の霊を供養する意味を以て、墓標代わりに植えたものの名残であろう。

十三、錢 貨

開元通宝

以前除ヶ北東部の水田床土の部分から開元通宝一枚が出土したことがある。（附図⑦）この貨幣は中国、唐の時代武徳四年（六二一）七月に初鑄發行された中世錢といわれるもので、その後日本へも大陸との文化交流、遣唐使の派遣などから流入するようになり、又十二世紀半ばには輸入もされたりして出廻った。

日本最初の貨幣と同開珎ちんが和同元年（七〇八）に鑄造發行されたが、これは開元通宝を模範として造られたもので開元通宝はこれよりも更に古いものである。十二世紀頃迄は錢貨として余り利用されず信仰・呪術じゅじゅつ（ヶガレを祓う、浄化する・呪力を放つ存在）などの対策として退蔵することが多かったと云われる。しかし十三世紀頃より順次中国からの渡来錢（宋錢・元錢・明錢）の大量輸入があり、それらと共に開元通宝も若干流用されていたといわれる。

ところで何故開元通宝が、あの場所にあつたかであるが、その土地は宇田との郷境を東西に流れる水路に接していて、極小さい奇妙な形をした田圃で、やや異様に感じる様な場所であつたので、社寺等に類した何か宗教的なものがあつて、信仰的に古錢が使用されていたのではないかと推測されるし、或いは近隣に隣村の火葬場・墓地があつたので、六道錢に使用されたものの一部とも考えられるが、何れも全くの推測に過ぎず、更に數量が一枚だけと云うことも、一層存在の理由の説明を難しいものとしている。

十四、古文書（元安福氏所蔵・飯田区有）

幕末の文久元年（一八六一）十月皇女和宮様が、徳川家へ降嫁される爲に江戸へ中山道を経て、下向される際の行列一行が道中の休息・宿泊に要する諸道具調達に関するもので、

一、尾張藩から、飯田村へ割当てられた諸道具の割当取調帳と

二、家々に割当てた道具の代金、損料（朱書）、直し代、紛失弁償費など、が記されている道具集め帳の一部である。

和宮様下向入用諸道具割当取調帳

○飯田区有

（表紙）
文久元年 西十月

和宮様御下向に付御領分宿々御昼休、御泊り、宿々
入用諸道具割合飯田村当り取調帳 飯田村

割当り

一 三布蒲団	三十式枚	一 四布蒲団	三十式枚
一 枕	三十式	一 五布蒲団	三拾式枚
一 飯碗	七十	但、蒲団難間ニ合節は、夜	
一 汁碗	七十	着取交	
一 平	四十	一 膳	四十
一 猪口	四十	一 皿	四十
		一 大金	四十
			三ツ

一 大鍋之内はそり	六ツ	一 六枚屏風	貳枚
一 縁取	貳枚	一 通い盆	十四枚
一 湯桶	十四	一 飯次キ	十四
一 杓子	十四	一 折敷大盆	七十枚
一 草履	拾そく	但、難間ニ合節は、老人前	
一 草鞋	六十七足	之膳六十八枚	

右は、今度 和宮様御下向に付、御領分宿々御入用ニ付、来月
八日迄ニ前願之品々取揃置候様被 仰付奉畏候、仍之御請書奉
差上候、以上

西九月

白井逸造様
御陣屋

飯田村庄屋
安福 佐五兵衛

和宮様中仙道御下向、御領分廿ヶ宿之内御昼休七ヶ宿、御泊り六ヶ宿有之、御供之面々夥敷、宿々入用之品々御領分在町一般へ割合差出候筈、御談相成候付、村高ニ応じ割当候条、左之通相心得、十月八日迄ニ夫々取揃置、陣屋より差図次第聊無手支場所へ可操合積、兼て用意可致置候、勿論於予勘弁筋等願出候共一切不取揚候事

一諸色は損料被下、ぞうり・わらじ代并持届人足賃共追て被下候筈事

一寺社は割当無之候間、村方にて調兼候節、村役人又は旦那方之者等より申出候ハム、為間ニ合候筈心得方之儀、兼て其筋より御談相成居候事

一御勝手御用達初御勘定所にて支配之もの共々村方組込用意可致候事

西九月

安福 佐五兵衛
 一三布蒲团 沓ッ 一五布蒲团 沓ッ
 一通い盆 沓枚 一縁取 沓枚

和宮様下向入用道具集メ覚帳

○飯田区有

(表紙)

文久元年

和宮様御下向ニ付道具集メ覚帳

酉十月六日

覚

一五布蒲团沓枚 喜十郎 一式布半蒲团沓 喜三郎
 代十四匁戻ス 代六匁戻ス
 一小紋五布沓枚 彌市 一小紋四布五布沓枚六左衛門
 代貳拾匁「沓匁」(朱書) 代十六匁「七分五厘」(朱書)
 一小紋三布敷沓枚 菊太郎 一小紋五布五布沓枚 甚介
 代戻ス 春吉遣候 代十六匁「七分五厘」(朱書)
 一小紋敷沓布沓枚 同人 一嶋三布敷沓枚 宇藏
 代七匁「三分厘五」(朱書) 代十一匁「五分厘五」(朱書)
 一嶋四布五布沓枚 同人 一小紋四布五布沓枚 勘四郎
 代十五匁「七分五厘」(朱書) 代十六匁「八分」(朱書)
 一小紋四布五布沓枚 新藏 一小紋四布五布沓枚 新兵衛
 代十匁匁「五分厘五」(朱書) 代十八匁「九分」(朱書)
 一嶋三布敷沓枚 新兵衛 一嶋五布沓枚 由右衛門
 代六匁此分戻ス、十左衛門ニ持遣候 代戻ス春吉持せ遣候

途 中 省 略

一 嶋三布敷沓枚 同 人
 代五匁「貳分五厘」
 一 小紋三布敷沓枚 同 人
 代十三匁「六分五厘」
 一 嶋三布 (ママ)
 一 嶋四布敷六枚 重 吉
 代十五匁「七分五厘」
 一 嶋三布敷沓枚 六右衛門
 代七匁「三分五厘」
 一 小紋四布五布沓枚柳左衛門
 代貳十匁「沓匁」
 一 小紋三布沓枚 柳左衛門
 代貳貳匁「六分」

一 小紋五布沓枚 喜 介
 代貳十五匁「一匁貳分五厘」
 一 嶋四布半 和 三郎
 代同人え戻す
 一 小紋五布沓枚 多 十郎
 代十六匁「八分」
 一 嶋三布敷沓枚 重 吉
 代六匁「三分」
 一 小紋五布沓枚 櫓之丞
 貳十貳匁「沓匁沓分」
 一 小紋三布沓枚
 代八匁「四分」
 一 小紋五布沓枚 金右衛門
 代貳十一匁「沓匁五厘」

代十五匁
 一 吉原枕 十ヲ 但小枕なし
 一通い盆 貳枚
 一 飯次 沓ッ
 代貳匁
 一 湯次 沓ッ
 代沓匁五分
 一 屏風 沓枚
 代十匁
 一 六升鍋 沓 不出
 代
 一 長持 沓 十月十五日戻し
 代沓匁「六分」
 一通い盆 貳枚
 一 大鍋五升 沓ッ 喜三郎
 十月十四日
 一皿 四十
 代
 一 枕 沓ッ 十右衛門
 十月十五日戻す
 一 夜食膳 十三枚
 代十匁四分
 一 夜食膳 五枚
 代
 一 長持 沓ッ
 代「六分」
 此長持残ス
 爲右衛門
 一 長持 沓ッ
 代「六分」
 此長持残ス
 爲右衛門
 一 銅火鉢 貳ッ但箱入
 十月十四日
 代十五匁「三分」
 沓匁五分沓匁代

代

一枕 十ヲ 金右衛門

代貳百貳十文

覺

一蒲団 貳番 長持 貳拾三ノ八百

一蒲団

大 九ツ 小紋

小 四ツ 小紋

一蒲団 三番 長持 廿五ノ

一蒲団 大 七ツ内 老ツ鳩 六ツ小紋

小 八ツ内 三ツ鳩 五ツ小紋

一蒲団 五番 長持 廿四ノめ

一蒲団 大 五ツ内 貳ツ鳩 三ツ小紋

小 六ツ内 三ツ鳩 三ツ小紋

一枕 三拾貳

一猪口

一日光膳

一土ひん 十ヲ 金右衛門 代取かへ

代貳百貳十文

一杓子 廿四本 金右衛門

代百十文

貳番 長持 貳拾四ノめ

一蒲団

大 九ツ 小紋

小 五ツ内 老ツ鳩 四ツ小紋

一蒲団 四番 長持 廿四ノ

一蒲団 大 六ツ内 三ツ鳩 三ツ小紋

小 五ツ内 貳ツ鳩 貳ツ小紋

一飯碗 六番 長持 廿貳ノ五百

一汁碗 三十人前

一平碗 三十人前

一猪口 四十人前

一日光膳 四十人前

七番 長持

一夜食膳 六十八枚

一皿 四十

一土ひん 拾ヲ

一湯次キ 五ツ

一飯碗 四十人前

一汁碗 四十人前

一平碗 拾人前

一枕 三十式

一縁取 貳枚

一草履 十足

一わらじ 六十七足

一屏風 半

一膳 平皿・猪口 廿九人前

一通ひ盆 内平巻不足 拾八枚

一湯桶 四ツ

一高茶台 但た付 老ツ

一折敷大盆 此六十口 拾六枚

一草鞋 百七足

一飯次キ 拾四

一杓子 拾四本

一通ひ盆 拾四枚

一湯次キ 五ツ

一飯碗 四十人前

一汁碗 四十人前

一平碗 拾人前

一枕 三十式

一縁取 貳枚

一草履 十足

一わらじ 六十七足

一屏風 半

一膳 平皿・猪口 廿九人前

一通ひ盆 内平巻不足 拾八枚

一湯桶 四ツ

一高茶台 但た付 老ツ

一折敷大盆 此六十口 拾六枚

一草鞋 百七足

十月十五日朝付出し、鵜沼宿へ繰込之分

一金 中

一銅火鉢 貳ツ

一食・汁碗 三拾四人前

一飯次 板子共 四ツ

一鍋 老ツ

一草履 拾貳足

一縁取 内老枚不足 貳枚

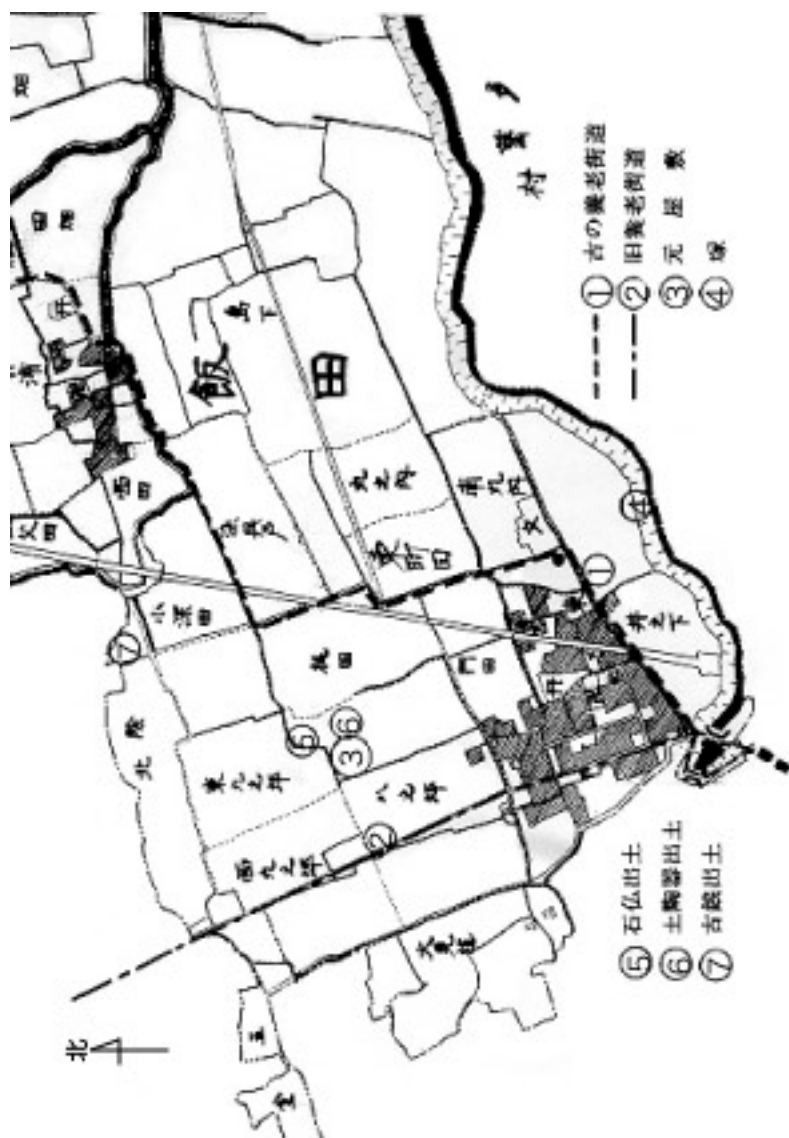
以下省略

十五、小畑村の発足

明治元年（一八六八）武家政治が崩壊し、明治維新を迎え幕府が大政を奉還し、維新の大業が成立、近代国家へと進み始める。

明治四年七月（一八七二）の廃藩置県により、飯田村は名古屋県と笠松県とに分かれたが同年十一月二十二日に美濃国内の諸県（九県）が岐阜県に統一、明治九年に飛騨も加わって現在の岐阜県となった。（養老郡志）

明治元年村名	幕府領主	明治元年村高	明治四年村高	旧県名	沿革
飯田村	名古屋藩 伊勢神領	八七四石	六七五 一五七	名古屋県 笠松県	
蛇持村	名古屋藩	四二三	四七七	名古屋県	明治十七年一〇月 五ヶ村合併して組合村 小畑村 明治二十二年七月一日 組合村解消
段海村	幕領	六二	六二	笠松県	
祖父江村	幕領	六九六	六九六	笠松県	
大坪村	幕領	四八二	四八二	笠松県	
江月村	名古屋藩	七三二	五〇一	名古屋県	江月村



和曆西曆対照表

時代	和曆	西曆	時代	和曆	西曆	時代	和曆	西曆	時代	和曆	西曆
大和時代	大化	645	平安時代	治安	1021	鎌倉時代	建保	1213	室町時代	寛正	1460
	白雉	650		万寿	1024		久保	1219		文正	1466
	智恵	655		長元	1028		貞応	1222		応仁	1467
	天弘	662		長暦	1037		元仁	1224		仁明	1469
	文武	672		長久	1044		嘉安	1225		長享	1487
	鳥羽	673		寛承	1044		貞貞	1227		延徳	1489
	持統	686		永天	1046		寛喜	1229		明応	1492
	統武	690		天喜	1053		貞永	1232		文龜	1501
	宝徳	697		康平	1058		天福	1233		永正	1504
	雲洞	701		治暦	1065		文暦	1234		大永	1521
奈良時代	大慶	704	平安時代	延久	1069	室町時代	嘉禎	1235	安土桃山	享祿	1528
	銅龜	708		承保	1074		暦仁	1238		天文	1532
	龜老	715		承暦	1077		延応	1239		弘治	1555
	靈龜	717		永保	1081		仁治	1240		永祿	1558
	神龜	724		応徳	1084		寛元	1243		元龜	1570
	天平	729		寛保	1087		宝治	1247		天正	1573
	感宝	749		嘉保	1094		建長	1249		文祿	1592
	勝宝	749		永長	1096		康元	1256		慶長	1596
	字字	757		承徳	1097		正嘉	1257		元和	1615
	神護	765		康和	1099		正元	1259		寛永	1624
平安時代	景雲	767	鎌倉時代	長安	1104	室町時代	文応	1260	江戸時代	正保	1644
	宝景	770		嘉承	1106		弘長	1261		慶安	1648
	心暦	781		天仁	1108		文永	1264		承応	1652
	延暦	782		天永	1110		建治	1275		明暦	1655
	同弘	806		永永	1113		弘安	1278		万治	1658
	仁長	810		元久	1118		正応	1288		寛文	1661
	天和	824		保安	1120		永仁	1293		延宝	1673
	承和	834		天治	1124		正安	1299		天和	1681
	嘉祥	848		大治	1126		乾元	1302		貞享	1684
	寿衡	851		天承	1131		嘉元	1303		元禄	1688
奈良時代	斉衡	854	平安時代	長保	1132	室町時代	徳治	1306	江戸時代	宝永	1704
	天安	857		延治	1135		延慶	1308		正徳	1711
	貞観	859		永治	1141		応長	1311		享保	1716
	元慶	877		康治	1142		正和	1312		元文	1736
	仁平	885		天養	1144		文保	1317		寛保	1741
	寛平	889		久安	1145		元応	1319		延享	1744
	昌泰	898		仁平	1151		元享	1321		寛延	1748
	延喜	901		久寿	1154		正中	1324		宝暦	1751
	長承	923		保元	1156		嘉暦	1326		明和	1764
	承平	931		平治	1159		元徳	1329		安永	1772
奈良時代	天慶	938	平安時代	永暦	1160	室町時代	元弘	1331	江戸時代	天明	1781
	暦徳	947		応保	1161		正慶	1332		寛政	1789
	徳和	957		長寛	1163		建武	1334		享和	1801
	天保	961		永万	1165		延元	1336		文化	1804
	康安	964		仁安	1166		興国	1340		文政	1818
	安和	968		嘉承	1169		正平	1346		天保	1830
	天禄	970		承安	1171		建徳	1370		弘化	1844
	延元	973		安治	1175		文天	1372		嘉安	1848
	貞元	976		治承	1177		天授	1375		安政	1854
	元観	978		養永	1181		弘和中	1381		万延	1860
奈良時代	天寛	983	平安時代	元暦	1182	室町時代	元永	1384	江戸時代	文久	1861
	寛延	985		天曆	1184		応正	1394		元治	1864
	永祚	987		建久	1185		正長	1428		慶治	1865
	永祚	989		建久	1190		永享	1429		明治	1868
	正暦	990		正治	1199		嘉吉	1441		大正	1912
	長徳	995		建仁	1201		文安	1444		昭和	1926
	寛保	999		元久	1204		宝徳	1449		和平	1989
	寛弘	1004		建承	1206		享正	1452			
	長仁	1012		承元	1207		康正	1455			
	寛仁	1017		建暦	1211		長祿	1457			

飯田の世帯数・人口の推移

寛政の頃 (1800)		組名	昭和 50 年 4 月 (1975)				平成 15 年 1 月 (2003)			
			世帯数	男	女	人口	世帯数	男	女	人口
戸数	人口	東	7	15	18	33	7	13	15	28
90	320	更正	13	31	29	60	15	28	35	63
		南	15	30	35	65	15	38	39	77
		西	19	55	45	100	21	43	42	85
		北	24	60	53	113	21	37	38	75
		消費	14	35	34	69	25	45	43	88
		島下他	25	42	35	77	66	108	109	217
		小深田					9	9	11	20
		除ヶ北					44	62	61	123
		睦					17	38	30	68
		染貝戸					22	28	32	60
昭和 28 年 (1955)		島里線西					24	36	41	77
		島里線中					32	29	36	65
世帯数	人口	島里線東					25	49	42	91
										外国人を含む
約 79	約 340	計	117	268	249	517	343	563	574	1137

○参考文献

- 美濃国諸旧記 著者不詳
 寛永末か正保時代の作（一六四〇頃）
 濃陽諸士伝記 著者奥田利矩か
 寛永十五年の作（一六三八）
 濃州徇行記 寛政年間（一八〇〇頃）
 尾張藩書物奉行 樋口好古の著作
 濃陽志略 宝暦六年二月（一七五六）
 尾張藩書物奉行 松平君山の著作
 養老郡志 大正十四年五月（一九二五） 初版
 養老町史
 資料編 上巻 昭和四十九年十月発行
 ” 下巻 ”
 通史編 上巻 昭和五十三年三月発行
 ” 下巻 ”

2003年(平成15年)5月27日(火曜日)

【西濃】 (16)

飯田村の歴史

郷土本で紹介
養老の安田さん
手作り自費出版

養老町飯田地区の歴史をまとめた「飯田村のむかし探究抄」を、同町飯田、安田壽志男さん(65)が自費出版した。「養老郡志」など各種文献に出てくる旧飯田村(江戸・明治初め)の記述を参考に、自ら考察を加えた郷土本。飯田城の存在など、地元でも忘れられつつある「身近な歴史」に光を当てている。

地元の八幡神社の氏子総代を務める安田さんは、神社の由来を調べて



「飯田村のむかし探究抄」を手にする
安田壽志男さん＝養老町飯田の自宅で

岐阜県版



三国志(2)

西濃版

©中日新聞社 2003 (日刊)



発行所 中日新聞社

名古屋市中区三の丸一丁目6番1号

〒460-8511 電話 052(201)8811

後、アユ
し、これ
ることを
だけ、東

いううちに、飯田村の歴史をまとめた文献が少な

や言い伝えを知る人が激減。「このままでは、村の歴史がなくなってしまう」と危機感を抱き、一人で調べ始めた。

飯田城では、江戸時代に書かれた「美濃国諸旧記」の記述を基に、室町時代後期の豪族、石丸氏が城主だった可能性を指摘。「丸之内」「南丸」の字名があることから、この辺りに位置していたと推測してい

このほか、関ヶ原合戦の落人(戦死した者の家族)を供養して埋めたといわれる無名塚や、かつては二本あった「養老街道」などを紹介。安田さんは「飯田の歴史解明に少しでも役に立てば」と話している。

A5判、三十四ページ、百部発行。問い合わせは、安田さん(電058-4(32)1688)へ。

おことわり

時代の経過と共に、飯田の身近な歴史も、次第に忘れ去られてしまいそうな懸念と、淋しさを感じます。

故に今回、今一度過去を想い出し、史実を探って見ようと、関係分の諸資料を断片的に蒐集し、若干私見を加えて簡略且つ雑然ではありますが、編集したものです。

従って記載に誤り等あるかと思いますが、ご理解と御教導頂ければ幸甚に存じます。

編 集 人

飯田村のむかし

探究抄

編集年月

平成十五年二月

編 集

安田喜志男

資料提供
☎三二―一六八八

安福多喜男

印 刷
☎三四―一六三五

田 中 充

印 刷
☎三四―一六四四

養老町押越四九―三
盛福印刷

☎三二―二一三二